

エコファーマー認定制度の廃止について

お知らせ

- 京都府では、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号。以下「持続農業法」という。）」に基づき、エコファーマーの認定を行ってきました。
- 今回、令和4年7月1日（予定）に「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「新法」という。）」が施行されることにより、持続農業法が廃止されることとなりました。

今後と対応等

- ★ 新法施行日（令和4年7月1日（予定））以降は、エコファーマーの認定手続きができなくなりますので、認定を希望される方は令和4年6月末までに申請いただく必要があります。
- ★ 今後、エコファーマー認定制度から新法に基づく新たな認定制度に移行される予定です（時期は未定）。
- ★ エコファーマーの名称は、認定期間終了までは使用できます（最大5年間）。

問い合わせ先

- 詳細は、各該当地域の農業改良普及センターまでおたずねください。

地域	相談窓口	連絡先（電話）
京都市、向日市、長岡京市、大山崎町	京都乙訓 農業改良普及センター	075-315-2906
宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町	山城北 農業改良普及センター	0774-62-8686
木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村	山城南 農業改良普及センター	0774-72-0237
亀岡市、南丹市、京丹波町	南丹 農業改良普及センター	0771-62-0665
舞鶴市、綾部市	中丹東 農業改良普及センター	0773-42-2255
福知山市	中丹西 農業改良普及センター	0773-22-4901
宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町	丹後 農業改良普及センター	0772-62-4308